

1-3. 利用者負担額（保育料）

保育料は、子どもの4月1日現在の年齢、世帯の市民税額、保育時間の別に応じて決まります。保育料の月額はおりのとおりです。

令和8年4月以降の保育料は変更の可能性があります

〇0歳児～2歳児の利用者負担額

保育料階層	年齢・保育時間区分	3歳未満（0～2歳児クラス）	
		標準	短時間
生活保護法による被保護者世帯	1	0円	0円
市民税(所得割・均等割) 非課税	2	0円	0円
市民税(所得割・均等割) 非課税（母子世帯等）	2-1	0円	0円
均等割課税または所得割20,000円未満	3-1	18,190円	17,890円
均等割課税または所得割20,000円未満（母子世帯等）	3-2	8,590円	8,450円
所得割20,000円以上48,600円未満	3-3	19,500円	19,170円
所得割20,000円以上48,600円未満（母子世帯等）	3-4	9,000円	8,820円
所得割48,600円以上60,000円未満	4-1	27,500円	27,040円
所得割48,600円以上60,000円未満(母子世帯等)	4-2	9,000円	8,820円
所得割60,000円以上77,101円未満（母子世帯等）	4-3	9,000円	8,820円
所得割60,000円以上97,000円未満	4-4	30,000円	29,490円
所得割97,000円以上133,000円未満	5-1	40,840円	40,150円
所得割133,000円以上169,000円未満	5-2	44,500円	43,750円
所得割169,000円以上215,000円未満	6-1	52,740円	51,850円
所得割215,000円以上301,000円未満	6-2	54,710円	53,780円
所得割301,000円以上397,000円未満	7	73,020円	71,780円
所得割397,000円以上	8	80,800円	79,430円

・保育料以外に、施設ごとに体操服や帽子代等の実費の支払いが必要です。詳しくは施設にお尋ねください。

〇3歳児～5歳児の利用者負担額

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により、保育施設を利用する3歳児～5歳児の保育料は無料となりました。ただし、これまで保育料に含まれていた3歳児～5歳児の主食費と副食費（おかず・おやつ等）については実費負担となります。（0歳児～2歳児の主食費と副食費は保育料に含まれています。）

なお副食費（おかず・おやつ等）については3歳児から5歳児で以下の条件のいずれかに該当する場合は免除されます。

- ・世帯年収360万円未満相当の世帯
- ・世帯の所得状況にかかわらず、保育施設等を3人以上利用している世帯の3人目以降に該当する子ども

〇きょうだい児の利用者負担額

① 保護者と生計を一にし、保護者に監護・保護される子どもで、3人目以降に該当する子どもの保育料は「無償化」されます。

② ①に該当する子ども以外で就学前で保育施設等を利用する子どもで、2人目に該当する子どもの保育料は「半額」となります。

・同一世帯に幼稚園(児童発達支援施設等を含む)等へ通っている子どもがいる場合、その子どもも算定対象人数に含めます。また、保育施設入所後にきょうだい児が通い始めた場合、保育料が変わることがありますので、子ども家庭センターまでご連絡ください。

保育料の算定について

- ・原則、保護者全員の税額（合計）で算定します。保護者の収入（合計）が概ね100万円以下の場合、同一住所地に住んでいる子どもの祖父母やきょうだいの収入や税額も加えて保育料を算定します。
- ・住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除は、保育料算定上は控除しません。
- ・父母が別居していても離婚が成立していない場合(調停中等の場合を除く)や離婚が成立しても同居している場合は、父母の税額で保育料を算定します。
- ・保育料を算定する際に、収入や税情報等が把握できない場合、課税状況等を調査したり、市町村民税所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。
- ・公私立の別や施設の種類によって保育料の違いはありません。ただし、施設によって保育料とは別に費用(体操服や帽子、教材費等)を徴収する場合があります。
- ・税額が確認できない場合は、原則8階層の保育料を納付していただきます。

保育料の支払いについて

- ・在籍している場合は、登園状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。月途中で退所しても、保育料の減額や還付はありません。
- ・災害や失業等で保育料の納付が困難な場合は、子ども家庭センターまでご相談ください。
- ・納期限までに保育料の納付がない場合、児童手当から天引き（特別徴収）し、保育料に充てることがあります。（鹿部保育所のみ）
- ・保育料を滞納した場合、督促状の送付のほか、給与照会、財産の差押処分を行うことがあり、本来の保育料のほかに延滞金が発生しますので、速やかに納付してください。（鹿部保育所のみ）

保育料の変更について

- ・保育料は4月に年齢による見直し、9月に課税年度の切り替えによる見直しを行います。
- ・世帯状況の変更（詳細はP8）、修正申告等により保育料（過年度含む。）が変わることがありますので、変更があった場合は子ども家庭センターまでご連絡ください。

☆利用承諾基準について

保護者それぞれの「基本指数」と世帯状況の「調整指数」を合算し、合計点の高い順に優先順位を決めます。同点の場合は、「同点調整」の順に優先順位を決めます。

【基本指数】

種別	内容	指数
就労	会社勤務又は自営業	25～50
出産	産前6週間又は産後8週間後の月末	50
	育児休業中で育児休業前に保育施設を利用していた3歳以上の子どもに係る申込	50
疾病	入院が必要となる疾病治療中	40～50
	居宅内療養中	30～50
障がい	障がいにより、保育にあたれない	30～50
介護・看護	介護・看護により、保育にあたれない	25～50
災害	災害等による家屋損傷及び災害復旧	50
就学	就職に必要な就学又は技能習得等	20～40
求職	就労予定（求職活動）	10
その他	児童虐待・DV等	200

【同点調整】

優先順位	内容
1	調整指数が高い世帯
2	基本指数の種別が次の順の世帯(1災害、2その他、3疾病、4障がい、5就労、6出産、7就学、8介護・看護、9求職)
3	階層が低い世帯

【調整指数】

種別	内容	指数
家庭状況	生活保護世帯	20
	ひとり親世帯	70
	生計の中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	20
	育児休業等の取得による一時退所後、復職にあたり同じ施設に入所を希望する場合	20
	希望する施設に入所できない場合で、育児休業の延長も許容できる場合	-100
在所	入所中で、次年度以降も同じ施設に入所を希望する場合	200
	小規模保育事業所を卒園後、連携施設に入所を希望する場合	200
多子	兄弟姉妹が入所中（申込に係る児童は除く）	30
	兄弟姉妹が同時に入所を希望する場合	30
	第3子以降である場合	10
	小学校就学前の多胎児がいる世帯	100
同居	祖父母と同居していない場合	10
待機	最初に入所を希望した月から継続して入所申込み中で、1年以上待機児童である場合	10
その他	保護者が保育士資格を有しており、保育士として市内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所に勤務している又は勤務する予定がある場合	30
	医療的ケア児	200